

あなたのビルは

大丈夫？



新宿区歌舞伎町などの雑居ビル火災では、

- ① 避難経路に物品が放置され避難が困難であった。
- ② 火災発生時の初期消火や避難誘導が適切にできなかった。
- ③ 自動火災報知設備の電源が切られ、火災を知ることができなかった。

などにより、多くの尊い命が失われました。

お客様そして職員の命を守るため、
5つのチェックをお願いします。

チェックポイント 1

階段や廊下等の避難通路は塞がれていませんか？



○or×

チェックポイント 2

火災や地震発生時の対応を日頃から話し合っていますか？



○or×

チェックポイント 3

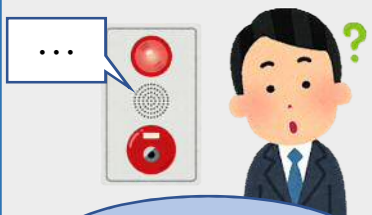
消防用設備等は点検されていますか？



○or×

チェックポイント 4

自動火災報知設備のベルは鳴りますか？



○or×

チェックポイント 5

火災発生時に防火戸はしっかり閉まりますか？



○or×

①～⑤のチェックポイントの要点を裏面にまとめました！
今回チェックして×だったところは**命を守る**ため、早急に是正しましょう！！



名古屋市中消防署

中消防署ホームページでは防火・防災に役立つ情報を発信しています

お気軽にお電話ください。
☎052-231-0119



～チェックポイントの要点は～



チェックポイント 1

- ・階段、廊下、避難口などの避難上必要な施設に物品等を置くことは、**消火活動**や**避難活動**の支障となることはもちろん、放火の危険性も高まります。
- ・また、消防法により物品除去等の命令を受けると、建物に**標識**が設置され、防火上危険な状態にあることが公示されます。

※中区でも命令を受け標識が設置されたケースがあります。



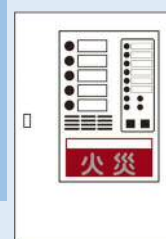
チェックポイント 2

- ・飲食店や物販店など、不特定多数の方々が出入りする施設は**年2回以上**の訓練実施が義務付けられています。
- ・火災や地震など様々な想定で、**初期消火**、**避難誘導**や**119通報**をどのようにするか確認しましょう。
- ・実際に動いて行う実動訓練のほかに、図面等のわずかな準備で少人数でも実施できる**図上訓練**が非常に効果的です。**ご興味がありましたらお気軽に中消防署にご相談ください。**



チェックポイント 3

- ・消防用設備等の点検を定期に実施し、いつ火災が起きても**適切に機能**するようにしましょう。
- ・消防法では消防用設備等の点検報告が義務付けられています。点検報告は、飲食店・物販店など不特定多数の方が利用する建物では**1年に1回**です。

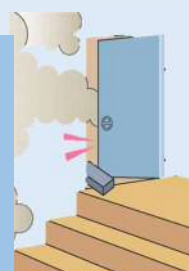


チェックポイント 4

- ・自動火災報知設備はいつでも自動で**火災の発生を知らせる**大切な設備です。
- ・点検を実施せず、故障していたり、電源を切りベルが鳴らない状態は**命の危険**に直結します。

チェックポイント 5

- ・防火戸は、火災や煙が階段室などに**広がるのを防止する**役割があります。防火戸が火や煙をせき止めている間に、避難や通報等をすることができます。
- ・防火戸がしっかり閉まらなかったり、開放状態ですと、建物全体が火災や煙にまかれ、**効果が発揮されません**。開放状態で固定しないようにしましょう。



名古屋市中消防署